

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	市民文化部 文化スポーツ振興課 体育施設担当
不利益処分名	徳島市立体育館・徳島市立スポーツセンター・徳島市B&G海洋センター体育館・徳島市陸上競技場・徳島市民吉野川運動広場・徳島市民島田運動広場・徳島市民吉野川北岸運動広場・徳島市民勝浦川運動広場・徳島市民城内庭球場・徳島市田宮公園プール・徳島市B&G海洋センタープール・徳島市B&G海洋センター舟艇施設・徳島市球技場の入場の拒否等
根 拠 法 令	徳島市体育施設条例
根 拠 条 項	第12条
連 絡 先	公益財団法人徳島市体育振興公社 徳島市立体育館 (電話654-5188) 徳島市立スポーツセンター (電話665-5171) 徳島市B&G海洋センター体育館 (電話662-4535) 徳島市陸上競技場 (電話631-1477) 徳島市民吉野川運動広場 (電話654-5188) 徳島市民島田運動広場 (電話654-5188) 徳島市民吉野川北岸運動広場 (電話665-5171) 徳島市民勝浦川運動広場 (電話662-4535) 徳島市民城内庭球場 (電話654-5188) 徳島市田宮公園プール (電話654-5188) 徳島市B&G海洋センタープール (電話662-4535) 徳島市B&G海洋センター舟艇施設 (電話662-4535) 徳島市球技場 (電話644-1888)
処 分 基 準	<p>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、体育施設への入場を拒否し、又は体育施設からの退場を命ずることができる。</p> <p>(1) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑をかけるおそれがあると認められる者</p> <p>(2) 感染性の疾病があると認められる者</p> <p>(3) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑をかけるおそれがあると認められる物品又は動物を携行する者</p> <p>(4) その他体育施設の管理上支障があると認められる者</p> <p>2 体育館及びプールの収容能力が限度に達したと認めるときは、指定管理者は、入場を制限するものとする。</p>
	参 考 事 項
	設 定 等 年 月 日

処分基準	基準	
------	----	--